

京丹後市一般廃棄物処理基本計画 (第2次)

平成27年3月

京 丹 後 市

(目 次)

第 1 章 基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	関連計画および関連条例	3
4	計画対象区域	4
5	計画期間および計画目標年次	4
6	総合計画におけるごみ・廃棄物対策	4
7	総合計画における循環型社会の構築	6
8	1次計画の課題と成果	7

第 2 章 地域の概況

1	位置と地勢	9
2	気象	9
3	河川	11
4	沿革	13
5	人口	13
6	市街地・集落	14
7	産業	15
8	文化財	18
9	交通	20
10	観光	21
11	土地利用	21
12	開発・将来計画	24

第 3 章 ごみ処理の現状

1	ごみ処理体系の概要	26
2	ごみ排出量の推移	27
3	ごみの性状	28
4	ごみの減量化・再資源化の現状	29
5	収集運搬の状況	34

6	中間処理の現況	35
7	最終処分の現況	36
8	ごみ処理実績	40
9	ごみ処理経費	41
10	関係法令・計画等	42
11	問題点の整理と課題の抽出	45

第4章 ごみ処理基本計画

1	基本方針	47
2	将来人口の推計	47
3	ごみの発生量および処理量の見込み	50
4	ごみ減量化・再生利用促進施策	58
5	分別排出計画	64
6	ごみ処理計画・施設計画	66
7	その他の方針	69

第5章 生活排水処理基本計画

1	はじめに	71
2	基本方針	78
3	生活排水の排出の状況	79
4	生活排水の処理主体	79
5	生活排水の処理計画	80
6	し尿・汚泥の処理計画	83
7	その他	86

第 1 章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月施行）を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めた。

一方、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画においては、持続可能な社会は「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義された。これを実現する上で、ごみの発生抑制および再生利用、並びに適正な処理やエネルギー回収といった取り組み等、住民一人ひとりや事業者、ごみ行政に課せられた役割は大きくなっている。

こういったことを背景に、京丹後市（以下「本市」という。）では、平成 19 年 3 月に「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところである。

今回、前回の「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」より 7 年が経過し、すでに中間目標年度を経過していること、また、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するためこれを見直し、第 2 次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定する。

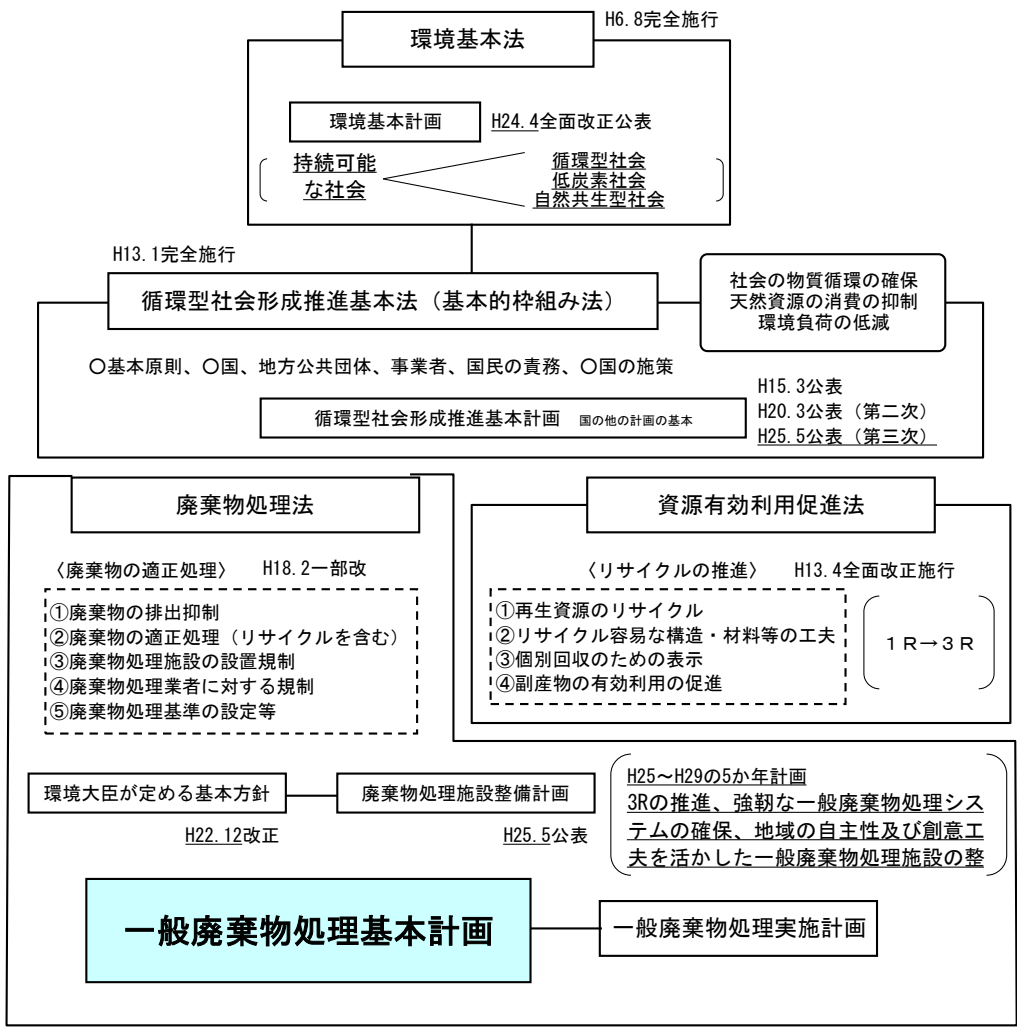
本計画は、排出抑制・再利用を行うことで物質の循環を図り、環境に与える負荷を軽減し、長期的展望に立ったごみ処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。同時に、循環型社会の構築に向けもっとも重要な「発生抑制」について、住民・事業者・行政がパートナーシップの下に取り組むための行動指針とする。

また生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、一般廃棄物に関して行政が策定するマスタープランである。

本計画は、次に示すような法体系の中に位置付けられている。



個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法	H12.4完全施行 H18.6一部改正
家電リサイクル法	H13.4完全施行
食品リサイクル法	H13.5完全施行 H19.6一部改正
建設リサイクル法	H14.5完全施行
自動車リサイクル法	H15.1一部施行 H17.1完全施行
小型家電リサイクル法	H25.4完全施行

グリーン購入法 (国等が率先して再生品などの調達を推進)

H13.4完全施行

3. 関連計画および関連条例

本計画に関連する法令および計画は、以下に示すとおりである。

(1) 関連計画

- ・ 第2次京丹後市総合計画（以下「総合計画」という。）
- ・ 京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成19年3月）
- ・ 京丹後市環境基本計画（平成22年2月）
- ・ 京丹後市バイオマスタウン構想（平成19年11月）
- ・ 京都府ごみ処理広域化計画（平成11年3月）
- ・ 京都府循環型社会形成計画（第2期）（平成24年3月）
- ・

(2) 関連条例

1) 本市の例規

- ・ 京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
（平成16年4月1日 条例第157号）
- ・ 京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
（平成16年4月1日 規則第120号）
- ・ 京丹後市下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する計画推進
検討委員会規程（平成16年7月1日 訓令第28号）
- ・ 京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例
（平成16年4月1日 条例第158号）
- ・ 京丹後市古紙回収団体補助金交付要綱
（平成16年4月1日 告示第97号）
- ・ 京丹後市浄化槽の設置等に関する要綱
（平成16年4月1日 告示第99号）
- ・ 京丹後市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱
（平成16年4月1日 告示第100号）
- ・ 京丹後市し尿くみ取運搬車貸付規則
（平成16年4月1日 規則第122号）
- ・ 京丹後市美しいふるさとづくり条例
（平成16年4月1日 条例第162号）
- ・ 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則
（平成16年4月1日 規則第123号）
- ・ 京丹後市エコエネルギーセンター条例
（平成21年10月8日 条例第42号）
- ・ 京丹後市環境基本計画推進委員会設置要綱
（平成22年8月26日 告示第160号）
- ・ 京丹後市環境基本計画庁内調整委員会設置規程

- （平成 22 年 8 月 26 日 訓令第 14 号）
- ・ 京丹後市海岸漂着物対策会議設置規程
（平成 25 年 5 月 27 日 訓令第 9 号）
- ・ 京丹後市最終処分場管理規則
（平成 26 年 3 月 5 日 規則第 3 号）

4. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、京丹後市全域とする。

5. 計画期間および計画目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点からの計画を考慮し、計画策定時の次年度を初年度とする平成 27 年度から平成 41 年度の 15 年間とする。

計画目標年次は、5 年目の平成 31 年度を「中間目標年次」とし、15 年目の平成 41 年度を「計画目標年次」とする。

また、本計画は概ね 5 年ごと、もしくは、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、適宜見直しを行うものとする。

計画期間：平成 27 年度～平成 41 年度 中間目標年次：平成 31 年度（5 年後） 計画目標年次：平成 41 年度（15 年度）

6. 総合計画におけるごみ・廃棄物対策

総合計画では、ごみ・廃棄物対策について以下のとおり記載されている。

（1）現状と課題

【現状】

- ・ ごみの総排出量は、人口の減少に伴い減少傾向にありますが、市民一人あたりの排出量は同水準で推移しています。
- ・ 雑がみ、生ごみ等、未だ分別不十分で再資源化可能な廃棄物があります。
- ・ 峰山クリーンセンターの延長稼働について、周辺関係区と調整を進めています。
- ・ 市内 4 か所の最終処分場は埋立てが進行しています。
- ・ 市内 3 か所のし尿処理施設は、老朽化が進行しています。
- ・ 不法投棄や不法焼却といった廃棄物の不適正処理が後を絶ちません。

【課題】

- ・ 生ごみ等、未分別ごみの分別排出・処理の体制づくりが必要です。
- ・ ごみの発生抑制及び分別排出の徹底など、再資源化に向けた意識啓発が必要です。
- ・ 現在は焼却し埋め立て処分している下水汚泥等の資源化を検討していくことが必要です。
- ・ 水洗化率向上に伴い、し尿処理施設の運営方法の見直しが必要となります。
- ・ 既存廃棄物処理施設の長寿命化及び延命化に向けた取り組みに加え、新施設整備に向けた検討が必要です。
- ・ 不法投棄などの不適切処理の防止に向けた取り組みが必要です。

総合計画で示されている目指す目標は、以下のとおりである。

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H36）
一般廃棄物総排出量（年）※し尿・浄化槽汚泥を除く	t	27,894（H25）	22,844
一般廃棄物焼却量（年）※し尿・浄化槽汚泥を除く	t	18,808（H25）	13,477
ごみの再資源化率	%	16.9（H25）	27.6

（2）施策方針

市民一人ひとりが廃棄物の「排出者責任」を自覚しながら「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）」に取り組める環境づくりを進めるとともに、廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備・運用を図ります。

行政の主な取組

①ごみの最終処分量削減と再資源化の推進

- 生ごみ分別・資源化の拡大とそのためのインフラ整備、普及啓発に努めます。
- 雑がみの分別排出を推進します。
- 廃プラスチック、金属類の分別処理を検討します。

②廃棄物処理体制等の充実

- 既存廃棄物処理施設の長寿命化と次期施設の整備計画の検討を進めます。
- 不法投棄、不法焼却の防止対策に努めます。
- し尿汚泥の資源化活用を検討します。また、し尿処理施設の運営方法の見直しを検討します。

市民等の役割

- 廃棄物処理量削減のための4Rの実践に努めます。
- ごみの減量、資源化に向けた分別を推進します。

7. 総合計画における循環型社会の構築

総合計画では、循環型社会の構築について以下のとおり記載されている。

(1) 現状と課題

【現状】

- 食品残さを原料にして生成された液肥を利用した循環型農業の普及推進により、水稲での液肥利用は増加しており、液肥利用農作物「環のちから」のブランド化に取り組んでいます。
- 地域における生ごみ資源化モデル事業を実施しているほか、市内保育所、小中学校の生ごみ（給食残さ）をエコエネルギーセンターで処理し、資源化しています。
- 木質バイオマスをボイラー燃料やバイオプラスチック等の原料として利用する施設・設備の導入を図っています。
- 小型廃家電やビン、缶、ペットボトル、廃プラ、金属類等を分別処理により資源化しているほか、古紙回収団体への活動支援を行っています。
- 民間団体等により、空き缶や古紙類等のリサイクル活動が行われています。
- NPO団体が、家庭や事業者から出る廃食用油を回収し、再資源化されたバイオディーゼル燃料を一部の給食配送車等で利用しています。

【課題】

- 市内全域での生ごみ分別・資源化に向け、市民への意識啓発と分別収集体制の構築及び受け入れ施設の整備が必要となっています。
- 液肥散布量の拡大に向けた畑作物への利用技術の確立と普及が必要です。
- 環境学習の場として、エコエネルギーセンターのさらなる有効活用が必要です。
- 木質バイオマスや下水汚泥等の未利用資源の有効活用をより一層進める必要があります。

総合計画で示されている目指す目標は、以下のとおりである。

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H36)
液肥利用量 (年)	t	3,882 (H25)	7,000
すべてのごみの資源化量 (年)	t	4,720 (H25)	6,300
生ごみ資源化の対象世帯数	世帯	200 (H25)	全世帯
生ごみの資源化量 (年)	t	14.1 (H25)	1,400

(2) 施策方針

ごみの資源化について、普及啓発を行うとともに、生ごみ等地域バイオマスの利活用による廃棄物の少ない資源循環型社会の構築をめざします。

行政の主な取組

①循環型社会環境の整備

- ごみの排出抑制と資源化の取り組みに関する意識啓発を推進します。
- 廃食用油回収及び資源化の取り組みを支援します。
- 循環型社会の構築に向けた環境学習の機会を充実します。
- 生ごみ資源化のための設備整備、収集運搬体制の確立に努めます。
- エコエネルギーセンターの安定的な運営体制の確立に努めます。
- 下水汚泥等の未利用資源の有効活用を推進します。

②循環型産業の育成

- 液肥利用技術の確立と普及啓発に努めます。
- 木材、米ぬか等のバイオマスを原料としたバイオプラスチック製品を製造するなど、環境配慮製品を扱う事業者の取り組みを支援します。

市民等の役割

- 化学肥料の利用削減に努め、液肥や堆肥等の利用により資源循環型農業の実践に努めます。
- 市が行う生ごみ資源化施策へ協力します。

8. 1次計画の課題と成果

(1) 排出抑制、減量化、資源化

排出されたごみに対する資源化を行うだけではなく、ごみの排出量そのものを減らす施策を重点的に行うことが必要であるため、ごみ処理の現状について、施設見学や職員出前講座などを通じて、啓発を行ってきたが、目標としていた排出量や資源化率などは達成できていないため、今後においても広報誌などを通じて幅広く市民の方への排出抑制に繋がる施策のなどの情報提供を行う必要がある。

(2) 収集運搬

収集運搬については、合併後においても旧町時の収集体制が継続されていたことにより、地域によって収集回収が異なるなどの課題があったが、平成22年4月に収集方法や収集回数などの統一を実施した。また、事業者などから発生する事業系ごみの一部が、家庭系ごみの収集ルート（市委託収集）に排出されているケースがあるため、広報誌などを活用し周知する必要がある。

(3) 中間処理

焼却施設・資源化施設については、平成21年10月から行ってきた2市2町による丹後地区ごみ広域処理研究会の結論を踏まえ、本市単独での処理を継続する。

峰山クリーンセンターについては、現在、平成28年度までとなっている施設の使用年限が、地元区との合意により、15年間の延長が可能となったため、平成4

3年度まで引き続き活用するものとする。これに伴い、施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事の実施を検討する必要がある。

(4) 最終処分

最終処分場は限られた空間を利用した施設であり、最終処分量を極力削減し、施設の延命化に努める必要があることから、金属類や廃家電品が持込まれた際に分別保管、持出し処理を行って処分場の延命化に努めてきたが、最終処分量の大幅な削減とはならないため、新たな分別品目の追加や処理方法の見直しを行うなど、更なる直接埋立ごみの削減が必要である。

また、合併以来、施設ごとに異なっていた開設日（持込可能日）については、ごみ処理事業の効率化と利用機会不均衡の是正の観点から、平成26年4月1日から、表1-8-1のとおり変更を行った。

表 1-8-1 最終処分場の開設曜日の変更（H26・4月から）

	月	火	水	木	金	土	日曜日					増減
							第1	第2	第3	第4	第5	
峰山最終処分場		●		●						●		+1
大宮最終処分場	●	×	◎	×	●		◎			×		-1
網野最終処分場		●	●		●				●			-
久美浜最終処分場	●	×	×	●	×	●		●		×	●	-4

「×」は受入れ中止、「◎」は新たに受入れ開始

(5) 処理コスト

ごみの多様化、処理の複雑化等により、今後も維持管理費は増大する可能性がある。これまでから、業務発注の際には、一括発注や長期契約をすることで維持管理に係る歳出抑制を行ってきたが、今後においても引き続き、処理・処分に係る経費などの削減に努める必要がある。

また、処理コスト縮減につながる具体的な成果として、次のような取組を行ってきた。

- ①平成21年10月：不燃ごみ袋の有料化
- ②平成23年～26年：最終処分場管理運営の外部委託
- ③平成25年11月：小型廃家電分別回収・処理
- ④平成26年4月：雑がみの分別回収
- ⑤平成26年4月：最終処分場の開設日の変更
- ⑥平成26年7月：告示産業廃棄物（解体ごみ）受入れの中止

(6) その他

平成17年度に「京丹後市地球温暖化対策実行計画」を策定しており、地球温暖化対策の一環として、エコドライブの導入や市役所内での事務・事業に起因する温室効果ガスの排出削減について取組みを実施している。